

議案第32号

大阪市美容師法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市美容師法施行条例（平成24年大阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「こと」を「こと。ただし、当該美容所が法第8条及び第13条に規定する衛生上必要な措置の基準を満たし、かつ、当該理容所が理容師法第9条及び第12条に規定する衛生上必要な措置の基準を満たす場合において、当該美容所の従業者である美容師及び当該理容所の従業者である理容師（理容師法第1条の2第2項に規定する理容師をいう。）のいずれもが美容師の免許及び理容師の免許を有しているときは、この限りでない。」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

美容所について講ずべき衛生上必要な措置を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市美容師法施行条例 (抄)

(美容所について講ずべき措置)

第7条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) - (3) 省 略

(4) 美容所と理容所を同一施設内において開設するときは、当該美容所における作業場及び待合所と当該理容所におけるこれらに相当する場所とを区分すること。ただし、当該美容所が法第8条及び第13条に規定する衛生上必要な措置の基準を満たし、かつ、当該理容所が理容師法第9条及び第12条に規定する衛生上必要な措置の基準を満たす場合において、当該美容所の従業者である美容師及び当該理容所の従業者である理容師（理容師法第1条の2第2項に規定する理容師をいう。）のいずれもが美容師の免許及び理容師の免許を有しているときは、この限りでない。

(5) - (6) 省 略